

## 「長野県神城断層地震災害義援金」募集要綱

社会福祉法人 長野県共同募金会

## 1 趣旨

平成26年11月22日の長野県北部を震源とする地震により、県内各地において負傷者の人的被害をはじめ、家屋の倒壊等甚大な被害が発生し、特に白馬村、小谷村、小川村には災害救助法が適用されました。

長野県共同募金会(以下「本会」という)は、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施します。

## 2 義援金の名称

長野県神城断層地震災害義援金

## 3 受付期間

平成26年11月27日(木)から平成27年9月30日(水)まで

## 4 義援金受付方法

## (1) 取扱金融機関

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
八十二銀行	本店営業部	普通預金 1202234	社会福祉法人 長野県共同募金会
ゆうちょ銀行		口座記号番号 00190-5-513755	長野県共同募金会 神城断層地震災害義援金

※ 八十二銀行本店・支店間の窓口からの振込については、手数料は無料。(振込の際は、窓口設置の電信振込依頼書を使用願います。)

※ ゆうちょ銀行及び郵便局の窓口での振込手数料は無料。

※ 他金融機関からのゆうちょ銀行振替口座への振込用口座番号(手数料が有料となります。)

金融機関・店名 ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキュウ)店

預金種目・番号 当座 0513755

## (2) 現金書留(受付期間内は、郵便料金免除)

(宛先) 〒380-0871 長野市西長野 143-8 長野県自治会館内

社会福祉法人長野県共同募金会 あて

※ 宛名のところに「救助用」と明記してください。

## (3) 窓口受付

長野県共同募金会(長野市西長野 143-8 長野県自治会館内)

受付時間 月曜日から金曜日

(祝日、平成26年12月27日～平成27年1月4日を除く。)

午前8時30分から午後5時15分

## 5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、長野県神城断層地震災害対策本部に拠出し、長野県が設置する義援金配分委員会で決定し被災者に配分します。

## 6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当します。本会発行の領収書をもって税法上の優遇措置対象となります。

## 7 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置(所得税、法人税、住民税)を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」により必要事項を記入のうえ本会へ送付して下さい。

後日領収書を発行します。

## 8 その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、平成 26 年 11 月 27 日から施行します。
- (3) 平成 26 年 12 月 5 日一部改正
- (4) 平成 27 年 3 月 13 日一部改正

## 9 問合せ先

社会福祉法人長野県共同募金会

〒380-0871 長野市西長野 143-8 長野県自治会館内

(TEL)026(234)6813

(FAX)026(234)3024